

6 産労農水第 925 号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項及び東京都漁業調整規則第 12 条第 2 項第 5 号並びに同法第 58 条において読み替えて準用する第 46 条第 2 項の規定に基づき、別紙 1 で令和 7 年における火光利用さば漁業について、別紙 2 で令和 7 年における棒受け網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和 6 年 7 月 17 日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

火光利用さば漁業

1 制限措置

- (1) この漁業の漁業種類は、一本釣り漁業及びたもすくい漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 100 トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 70 トン未満とする。

ただし、平成 3 年度及び 4 年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、かつ、都知事が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

なお、この場合にあっても、許可等を行うことができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 150 トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 100 トン未満とする。

「新トン数適用船舶」とは、昭和 57 年 7 月 18 日以降に建造された船舶及び昭和 57 年 7 月 17 日以前に建造された又は建造に着手された船舶のうち昭和 57 年 7 月 18 日以降に特定修繕〔船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）附則第 3 条第 1 項に定める特定修繕をいう。〕を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。

- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、別表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 6 年 9 月 17 日から令和 6 年 10 月 18 日までとする。

3 許可の基準

別添「令和 7 年における火光利用さば漁業の許可及び起業の認可方針（案）第 3 の 5」のとおり。

4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までとする。

別表

許可等すべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
1 隻 (1)	伊豆諸島海域 (ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場 (ベヨネース列岩から嬬婦岩と北之島都の中間線までの海域をいう。) を除く。)	東京都島しょ部に住所を有し (法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり)、かつ、船舶根拠地 (漁船法施行規則 (昭和 25 年農林省令第 95 号) 第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。) が東京都島しょ区域にある者であること。
<u>1 6</u> 隻 (3)		千葉県に住所を有し (法人にあつては、主たる事務所の所在地が千葉県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者であること。
<u>1</u> 隻 (1)		神奈川県に住所を有し (法人にあつては、主たる事務所の所在地が神奈川県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者であること。
4 隻 (3)		静岡県に住所を有し (法人にあつては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。

※ () 内はこの漁業に使用する船舶で、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 25 トン以上 100 トン以下 (1 制限措置 (3) に規定するただし書きに該当する場合 150 トン以下) 及び「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 20 トン以上 70 トン未満 (1 制限措置 (3) に規定するただし書きに該当する場合 100 トン未満) の許可等を行うことができる各都県別の隻数。

棒受け網漁業

1 制限措置

- (1) この漁業の漁業種類は、あじ・さば棒受け網漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 100 トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 70 トン未満とする。ただし、平成 3 年度及び 4 年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、かつ、都知事が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

なお、この場合にあっても、許可等を行うことができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合総トン数 150 トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合総トン数 100 トン未満とする。

「新トン数適用船舶」とは、昭和 57 年 7 月 18 日以降に建造された船舶及び昭和 57 年 7 月 17 日以前に建造された又は建造に着手された船舶のうち昭和 57 年 7 月 18 日以降に特定修繕〔船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）附則第 3 条第 1 項に定める特定修繕をいう。〕を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。

- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、別表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 6 年 9 月 17 日から令和 6 年 10 月 18 日までとする。

3 許可の基準

別添「令和 7 年における棒受け網漁業の許可及び起業の認可方針（案）第 3 の 5」のとおり。

4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までとする。

別表

許可等すべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
4 1 隻（0）	伊豆諸島海域	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都島しょ区域にある者であること。
3 隻（3）	伊豆諸島海域（ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場（ベヨネース列岩から嬬婦岩と北之島都の間線までの海域をいう。）を除く。）	千葉県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が千葉県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者であること。
2 隻（2）		静岡県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。

※（）内はこの漁業に使用する船舶で、「新トン数適用船舶」の場合総トン数25トン以上100トン以下（1 制限措置(3)に規定するただし書きに該当する場合150トン以下）及び「旧トン数適用船舶」の場合総トン数20トン以上70トン未満（1 制限措置(3)に規定するただし書きに該当する場合100トン未満）の許可等を行うことができる各都県別の隻数。